

「感染警戒期」 ～特別警戒期間～ 6月1日(火)～当面の間

- 県民や事業者の皆さんの協力と努力により、感染状況は落ち着きつつあります。
- ただし、医療負荷はピーク時より低下したものの未だ高い水準です。
- イギリス株による全国的な感染拡大で、感染の持ち込み・持ち帰りリスクは高い状態が続いている。インド株にも強い警戒が必要です。

**引き続き、強い警戒を！
社会経済活動は徐々に再開**

1

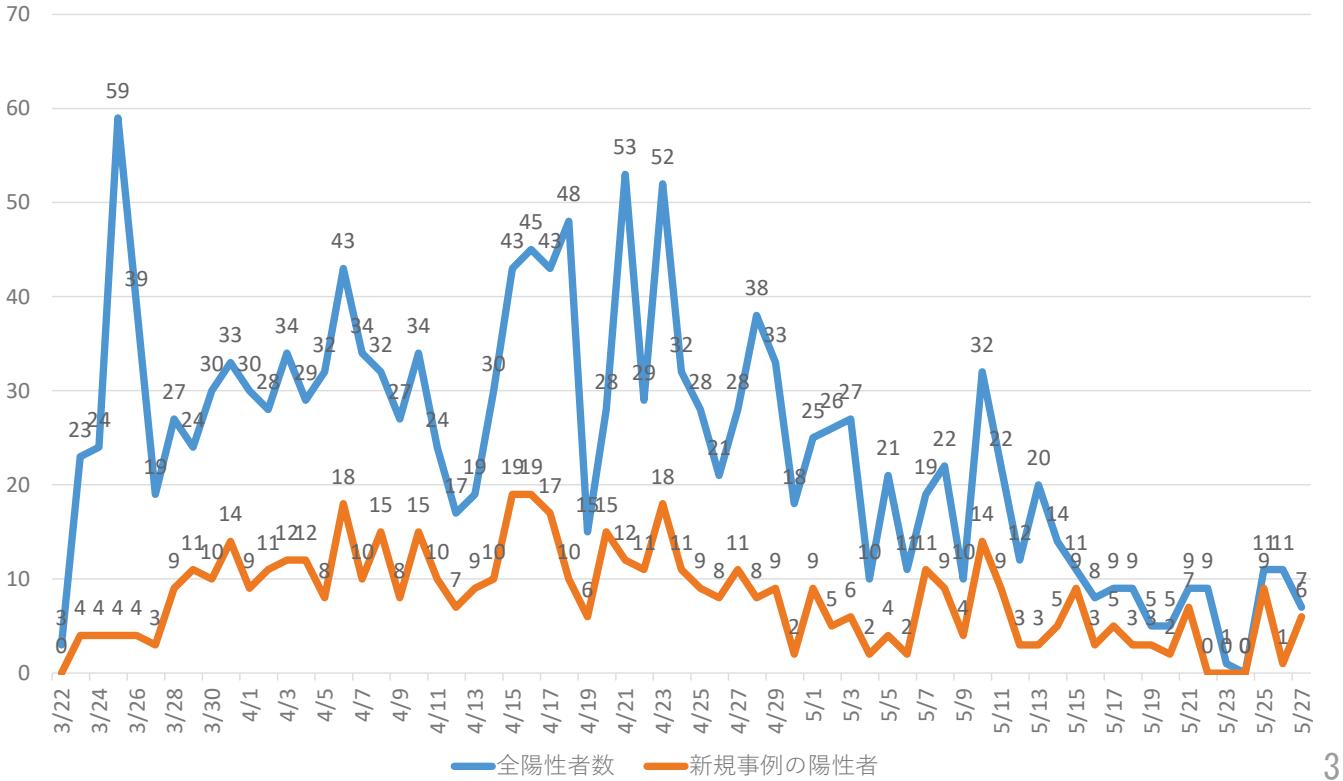
特別警戒期間 4つのポイント

- ① 感染回避の継続徹底
(感染防止の基本)
- ② 体調異変時は休んで受診
(職場・学校への感染拡大阻止)
- ③ 緊急事態宣言地域との往来自粛
(変異株持ち込み対策)
- ④ 当面はルールを守った会食実施
(飲食店・会食クラスターの阻止)

県下全域に広がっていた感染リスクは抑えられつつある

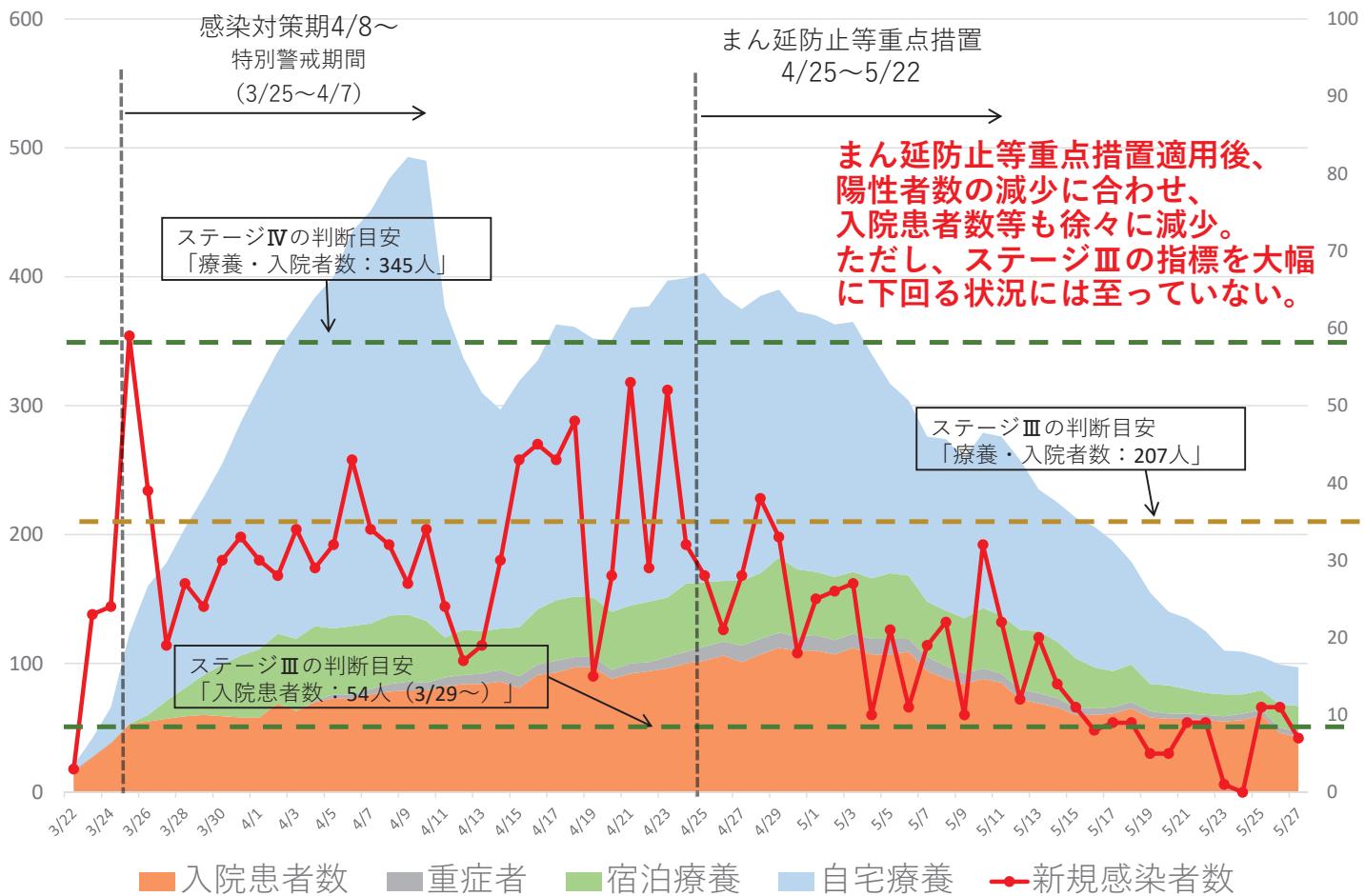
- ・陽性確認は下火になりつつも、感染リスクがゼロになったわけではない。
- ・全国的な感染拡大により、県外からの感染の持ち込み・持ち帰りリスクは増大。

陽性者数の推移（愛媛県）

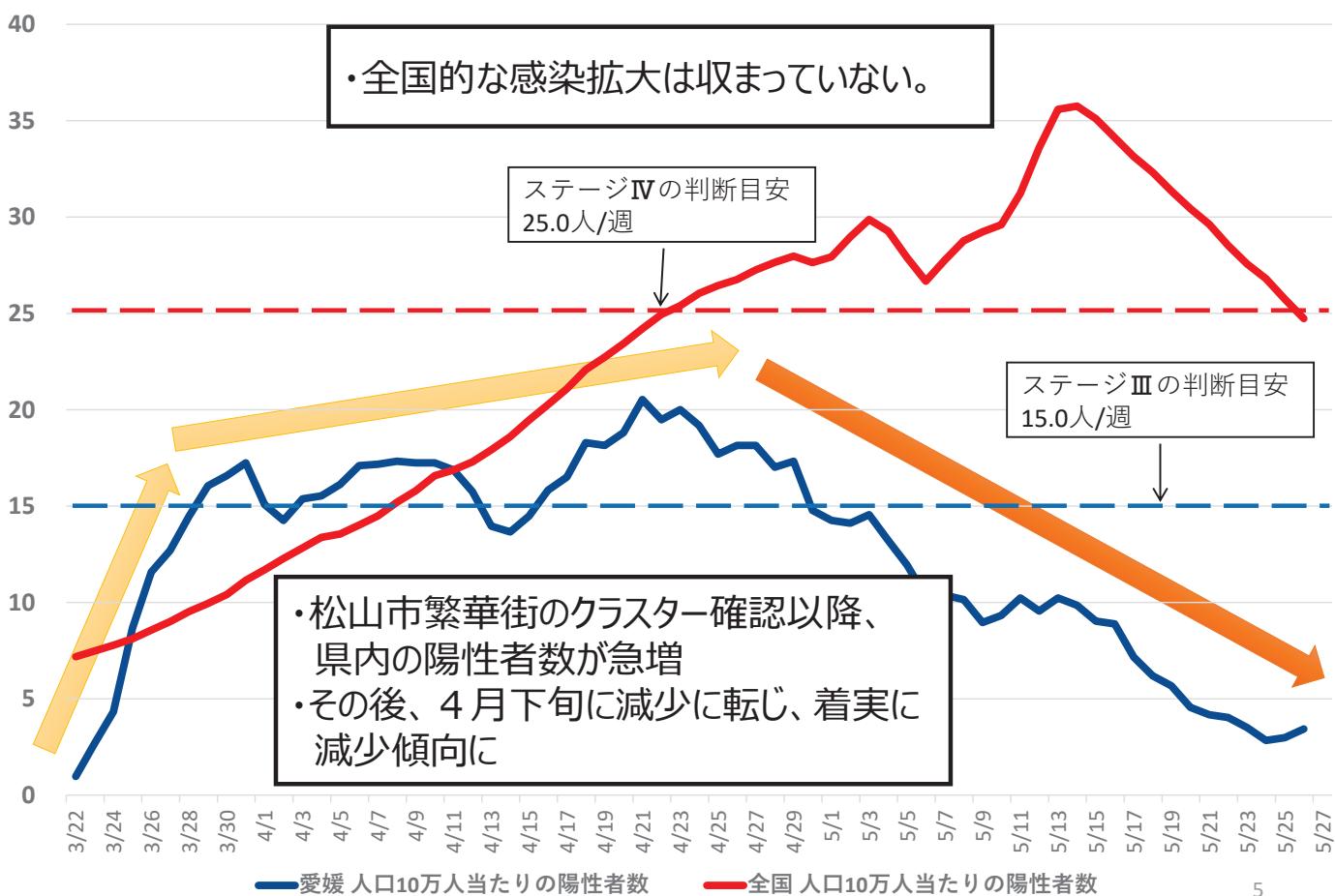


3

第4波における入院患者数等の推移



全国と県内の陽性者数（直近1週間）推移



変更の主な内容

- 「外出を少なくとも5割削減」の目標は終了
 ➤注意しながら日常生活を再開
- 県外との不要不急の出張・往来自粛は継続
- 営業時間の短縮要請は終了
 ➤感染対策に注意して飲食店を利用
 ➤「会食は4人以下」は当面2週間継続
- 県主催イベント、県管理施設は再開
- 学校の校外交流は県内から再開

「感染警戒期～特別警戒期間～」の要請内容等

項目	5月31日まで	6月1日～当面の間
対策期間	4/22(木)～5/31(月)	6/1(火)～当面の間
期間名称	「感染対策期」	「感染警戒期～特別警戒期間～」
	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない。 ・不要不急の外出自粛 ・県外との不要不急の出張・往来自粛 ・会食の注意 ・路上、公園等における集団での飲酒の自粛 ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設の利用者は、感染防止対策を徹底 ・「5つの場面」の注意 <p>【法要請】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外出や人との接触、会合の機会を減らす ・県外との不要不急の出張・往来自粛 ・会食の注意 ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意して利用 ・「5つの場面」の注意 <p>【法要請】</p>
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供する飲食店への営業時間短縮の要請(協力金を含む)【法要請】 ・業種別ガイドラインの実践【法要請】 ・徹底した感染防止対策の実行【法要請】 ・催物・イベント等の開催制限【法要請】 ・飲食店以外の施設への入場者の整理誘導等、営業時間の短縮の依頼【協力依頼】 <p>医療・高齢者施設の面会制限</p> <p>学校活動の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は行わない【全県】 ・学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】 ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請 ・教員の見守り活動を強化【全県】 <p>県主催の集客イベントの延期・中止</p> <p>県管理施設の使用の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの徹底【法要請】 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行【法要請】 ・飲食店や商業施設、イベント・催物等での徹底した感染対策の実行【協力依頼】 <p>継続</p> <p>学校活動の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施 県外交流はやむを得ないものを除き当面見送り 《部活動》 ・練習試合や合同練習は、県内校に限って実施 ・県内の公式大会は実施(主催者が観客制限) 全国大会等への県代表参加は例外的に認める <p>感染防止対策を徹底して再開</p> <p>感染防止対策を徹底して再開</p>

7

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

○外出や人との接触、会合の機会を減らす【変更】

(特措法第24条9項)

- 普段会わない人との長時間の接触や、不特定多数が集まる場所への外出等は極力避ける。
- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底（マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効）
- 「3密」だけでなく一つひとつの「密（密閉・密集・密接）」を避ける。

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○県外との不要不急の出張や往来の自粛【継続】

(特措法第24条9項)

- やむを得ない往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- 帰県後2週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした人は、外出を控え、人と会わない
- 県外の家族や親族、友人、取引先等に対して、来県・帰県を控えるよう呼びかけ

9

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○会食の注意【当面継続】(特措法第24条第9項)

- 会食は4人以下で、長時間を避ける（概ね2時間以内）。
※当面、6月14日（月）までの2週間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和。
- 毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。
※当面の間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和。
- 不特定多数が集まる会食パーティーや、飲食店でのイベント等は開催しない。参加しない。

■会食に関するチェックポイント■

①店側の感染対策ができていることを確認

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底

②参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③当日の体調不良者がいないことを確認

10

会食の注意の段階的緩和（イメージ）

人数	対象者	時間等
4人以下 (当面2週間)	毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と	・概ね2時間以内 ・感染対策が徹底されている店を利用
10人以下	毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と	・概ね2時間以内 ・感染対策が徹底されている店を利用
20人以下	感染拡大地域との往来等感染リスクの高い行動のない人と	・長時間を避けて ・感染対策が徹底されている店を利用

11

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意して利用【継続】 (特措法第24条第9項)

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

(特措法第24条第9項)

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ③マスクなしでの会話
- ④狭い空間での共同生活
- ⑤居場所の切り替わり

12

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条第9項)

○業種別ガイドラインの実践【継続】 ○職場内での徹底した感染防止対策の実行【継続】

➢ 職場での飲み会は、普段顔を会わせている人と4人以下で、長時間を避ける（概ね2時間以内）

※当面、6月14日（月）までの2週間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和。

➢ テレワーク、時差出勤の利用促進

➢ 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底

➢ 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨

➢ 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す。

➢ 県外への出張は、ウェブの活用などで代替。

真に必要な出張の場合は、感染回避行動を徹底させ、

帰県後2週間は、体調管理に十分注意させる。

13

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行（業務の特性等を踏まえ）【継続】(協力依頼)

➢ 入場者が密にならないような整理誘導

➢ 発熱等有症状者の入場を避けるための措置

➢ 手指の消毒設備の設置と、利用者等への呼びかけ

➢ 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ

➢ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止

（すでに入場している者の退場も含む）

➢ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置

（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）

➢ 従業員への検査勧奨

14

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

- 感染防止対策を徹底して「再開」(県主催イベント)【変更】**

【県管理施設関係】

- 県管理施設は**感染防止対策を徹底して「再開」【変更】**

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・感染拡大地域からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼
(告知文の掲示、施設ホームページへの掲載による周知等)

- 県管理施設の**貸館利用は以下を条件に「利用を許可」**

【変更】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

15

学校活動の制限等

【学校関係】

教育活動全般【変更】

- 身体接触を伴う活動等は**「注意して実施」**

- 校外との交流活動については

- ・県内交流は、**「注意して実施」**

- ・県外交流は、やむを得ないものを除き**「当面見送り」**

《部活動》

- 練習試合や合同練習は**「県内校に限って実施」**

- 公式大会については

- ・**県内大会は「実施」**(必要に応じ、主催者が観客を制限)

- ・全国大会等への県代表としての参加は例外的に認める

16

感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施

○松山市繁華街での感染の早期探知

「新型コロナ・モニタリングキット配布ステーション」の開設

➢ 対象者 松山市繁華街 の「接待を伴う飲食店」や「深夜営業のバー」の
従業員（アルバイトを含む）のうち無症状の方

※キャバクラ、ホストクラブ、ラウンジ、スナック、バー、ガールズバーなど

➢ 開設期間 配布（5月24日～26日）、回収（5月25日～28日）
※6月中旬に第2回目を実施予定

安心して飲食店を利用できる環境整備の推進

○愛顔の安心飲食店認証制度

➢ 対象者等 県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋 等）
県作成のチェックリスト全項目について適切な対策を実施

